

盛岡広域振興局長告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年4月19日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

理事

柴 橋 幸 藏 岩手郡雫石町西根田茂木104番地